

令和5年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和5年8月25日(金)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後3時30分				
閉会時刻		午後4時45分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福島 輝幸	欠席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第29号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第4	専決処分の報告について
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、2 番、4 番にお願いします。

日程第 2 議案第28号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第28号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。1 番について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

場所は、県道日高川島線沿いにある〇〇から県道を東に約30m進んだ先を左折し、約80m進んだ先に位置します。現地は保全管理されている状態でした。

譲受人は現在、両親と妹の 4 人で生活をしています。また、譲受人は〇歳の時に交通事故に遭ったことで障害を負ってしまい、現在、車いすを使用しています。

自宅は健常者向けの住宅であり、日中は母のサポートを受けながら生活を送っていますが、今後、将来の事を考えた場合、いつまでも母に頼っていくことはできないとのことで、自分一人で生活していけるよう、バリアフリーの住宅を建築する計画を立てました。

申請地とした理由については、母が所有している土地が実家の隣にあり、生活上で万一の場合に家族のサポートを受けられることなどから選定しています。

申請地の農地区分は 1 種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて 2 番に入ります。本件担当の 12 より申請地の状況について説明をお願いします。

12 番

21日に現地を確認しました。場所は、目標物がありませんので、案内図で確認願います。現地は草が少し生えている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は現在、市内の借家にて妻と子供 2 人の家族 4 人で生活していますが、子供の成長と共に 2 L D K の共同生活スペースが手狭となってきたので、住宅を建築する計画となりました。

住宅を建築する場所については、両親に相談したところ父が所有している申

議 長

委 員

議 長

委 員

議 長

4 番

議 長

事 務 局

議 長

委 員

議 長

委 員

議 長

13 番

請地を紹介され、子供達の面倒を見てもらえることや将来、両親の面倒も看れるよう、実家に近接した当該申請地を選定したとのこと。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて3番に入ります。本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、高萩小学校の南側にある圃場整備された道路から高萩中学校方面に北上した先の右側に位置します。住宅地に囲まれているような場所ですが、耕作された、きれいな農地でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は日高市に本社を置く、不動産業を営む事業者です。

今回の転用目的は建売住宅となりますが、譲受人は過去にも市内で建売住宅の販売実績がある事業者であり、当該申請地の地域は上下水道のライフラインが整備されているなど、周辺環境が住環境に適しており、住宅需要が見込まれていることから、土地の選定及び計画されているものです。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて4番に入ります。本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。

昨日、推進委員と現地を確認しました。場所は、国道407号線バイパスの〇〇交差点から鶴ヶ島方面に約100m進んだ先になります。現地は草が1mほど生えている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は東京都内に本店を置き、貸倉庫等の倉庫業を運営することを目的として設立された事業者で、県内では同規模以上の貸物流倉庫6箇所を運営しています。

現在、物流部門における業務を第三者である物流企業に委託する業務形態が推奨されており、顧客におけるニーズの多様化により、貨物の小ロット化や時間指定配送など、多頻度小口輸送が進み、大規模かつ高機能な物流施設へのニーズも高く続いていることのことです。

申請地は、圏央道と関越自動車道が近接していることで交通のアクセスが良く、物流の効率化が図られるとともに、荷主のニーズにも対応できる物流拠点に最適な場所であるため、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3 番
事 務 局

貸倉庫ということですが、倉庫を利用する業者は決まっているのですか。

議 長

複数のテナントを構えるようですが、利用予定はあると聞いています。

委 員

他に質疑がありましたらお願いします。

議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第29号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第29号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

12 番

議案1、本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認しました。場所は、県道川越日高線沿いにある〇〇という会社の前の信号を南に進み、信号のない交差点を左折し、約200m進んだ先に位置します。現地は、1mぐらいの草が一面に生えている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は令和2年に就農した方で、ごま、小麦を栽培し農業従事日数が300日となる農業者です。今回の申請は、ごま、小麦を引き続き栽培していくため、更新の手続きとなります。

収穫したごまなどは、直売所や〇〇への出荷、また、個人で通販を行っています。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

続いて議案2に入ります前に、議事参与の制限により13番は退室願います。

それでは、本件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

場所は、〇〇前の都市計画道路を東方面へ進み、信号のある交差点の手前右側に位置します。現地はキャベツが作付けされていました。

譲受人は、令和2年6月に設立された農地所有適格法人です。法人の構成員は代表の父、母、妻の4人となっており、全員が農業従事者で年間150日以上 of 農業従事となっています。

今回の申請は、引き続き、経営地としていくための更新手続きとなります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。13番は入室してください。

続いて議案3に入ります。本件担当の2番より説明をお願いします。

2番

場所は、高萩北小学校から西に約〇m進んだ先に位置します。現地は、耕耘され、きれいな状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、今年の3月に解除付き利用権設定で旭ヶ丘地内の農地を借り受けた法人で、今回の申請地はその際に借り受けた農地の隣接地となります。

農地所有適格法人ではありますが、解除付き利用権設定により、農地を借り受けて、利用の実績を積むために営農している状況です。トラクター、コンバイン等の農機具を所有しており、指導農家を配置して経営に取り組んでいます。

今回、経営地を増やしたいとのことで、申請しています。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

日程第4 「専決処分の報告」について

日程第4「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が3件、農地法第5条第1項第6号が2件あります。

質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。